

事業優先順位		3 細事業:乳児個別健康診査事業					整理番号	14	
目的	乳幼児の個別健診を行い、疾病の早期発見や、育児支援のための指導を行う。								
目標	個別の医療機関で、健診(乳児健康診査・乳児後期健康診査)を実施し、受診率の向上に努める。								
事業実施主体	委託	事業開始年度	平成9年度	根拠法令	母子保健法12条・13条				
事業費・財源			平成24年度	比較			平成24年度	比較	
	事業費(決算額)(千円)		7,650		コスト情報・従事職員数	総コスト(千円)		9,237	
	財源内訳	一般財源	7,650			内訳	事業費	7,650	
		国府支出金	0				人件費	1,587	
		地方債	0			公債費	0		
		その他特定財源	0			一人あたり(円)	82		
			0			世帯あたり(円)	196		
		0		参考		職員数(人)	0.20		
	0			再任用職員数(人)		0.00			
今後の方向性	妊婦面接などで乳児健康診査(乳児一般健康診査)の必要性を説明し、受診率の向上をめざす。								
評価	妥当性	効率性	有効性	対象者	乳児				
	A	A	B						

事業優先順位		5 細事業:乳幼児精密健康診査事業					整理番号	15	
目的	乳幼児健康診査にて、精密検査を受ける必要があると医師とうが判断した乳幼児に対して疾病の早期発見に努める。								
目標	乳幼児健康診査にて、精密検査を受ける必要があると医師とうが判断した乳幼児に対して精密検査受診票を発行し、医療機関を受診にて診察・検査とうをうける。また未受診者には受診勧奨や、必要時に保健指導を行う。								
事業実施主体	委託	事業開始年度	平成9年度	根拠法令	母子保健法 12条・13条				
事業費・財源			平成24年度	比較			平成24年度	比較	
	事業費(決算額)(千円)		211		コスト情報・従事職員数	総コスト(千円)		1,005	
	財源内訳	一般財源	211			内訳	事業費	211	
		国府支出金	0				人件費	794	
		地方債	0			公債費	0		
		その他特定財源	0			一人あたり(円)	9		
			0			世帯あたり(円)	21		
		0		参考		職員数(人)	0.10		
	0			再任用職員数(人)		0.00			
今後の方向性	精密検査が必要な乳幼児に対して、受診の勧奨を行う。								
評価	妥当性	効率性	有効性	対象者	乳幼児(0歳から6歳)				
	A	A	B						

細事業：乳児個別健康診査事業

1. 乳児健康診査

乳児の健康の保持・増進・異常の早期発見及び育児支援を目的に、健康診査を個別医療機関に委託して実施した。

(1) 乳児健康診査

1歳未満の乳児を対象に、個別の医療機関で健康診査を実施した。通常は出産した病院にて、1か月健康診査として実施した。

(2) 乳児後期健康診査

満9か月～1歳未満の乳児を対象に、個別の医療機関で健康診査を実施した。

<乳幼児個別健康診査受診者数>

健診名	対象者	受診者数（人）
乳児健康診査	1歳未満	662
乳児後期健康診査	満9か月～1歳未満	659

細事業：乳幼児精密健康診査事業

1. 乳幼児精密健康診査

乳幼児健康診査で、精密検査が必要と診断された乳幼児に対して、精密検査受診票を発行し、個別の医療機関にて精密検査を実施した。

(1) 乳幼児精密健康診査

乳幼児健康診査にて、要精密検査となった乳幼児に対して個別の医療機関にて精密検査を実施した。

(2) 視力・聴覚精密健診

3歳6か月健康診査での視力検査や聴力検査の結果、精密検査が必要と判断された乳幼児に対して個別医療機関にて精密検査を実施した。

<乳幼児精密健康診査受診者数>

健診名	対象者	受診者数（人）
乳幼児精密健康診査	健診時精密検査を必要とする児	54
視力精密健康診査	視力精密検査が必要な児	37
聴覚精密健康診査	聴覚精密検査が必要な児	1